

入札説明書類

件名：ストレージシステム一式 購入

令和6年12月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和6年12月20日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和7年1月6日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和7年1月7日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和7年1月7日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和7年1月8日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「ストレージシステム一式 購入」にかかわる入札公告（令和6年12月13日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 ストレージシステム一式 購入
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 納入期限 令和7年3月7日
- (4) 納入場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度（厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。

(11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和6年12月20日（金）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和7年1月6日（月）17時00分までに下記5（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）

(3) 入札書

提出期限は令和7年1月7日（火）17時00分（郵送の場合も同様）
詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、**開札前日**（令和7年1月7日）までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、**開札当日**（令和7年1月8日）に**開札会場へ持参**すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係
電話：06-6384-1120

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年1月8日開札 ストレージシステム一式 購入入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年1月8日開札 ストレージシステム一式 購入 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和7年1月8日(水) 10時30分
大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 3階 多目的室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができる、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引け

ない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

「ストレージシステム一式 購入」
仕様書

〈調達概要〉

1. 調達の背景及び目的

医薬基盤・健康・栄養研究所(以下当研究所とする)では官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)の枠組みに基づき「新薬創出を加速する人工知能の開発」の一環として、創薬ターゲットを推定するためのAI(人工知能)の研究開発を進めている。AI技術が急速に普及し扱うデータ量も増えており、今後の本格的なビッグデータ解析に対応するために、既設バイオインフォマティクス計算機システムのストレージにかわる大容量ストレージを調達する。

2. 調達の適用範囲

本仕様書の適用範囲は、セットアップ作業、及び保守等、受注者が実施する全ての事項に適用する。

3. 品名及び数量

ストレージシステム一式(詳細は別紙のとおり)

4. 納入期限

納入期限：令和7年3月7日(金)

5. 納入場所

本調達機器については、以下の設置場所に納入するものとする。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

6. 納入物

受注者は以下の書類を紙媒体及び電磁的記録媒体(CD-R等)により作成し、当所担当者から特別に指示する場合を除き、原則紙媒体1部と電磁的記録1部を納入すること。電磁的記録により納入する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。また、納入物に関する一切の費用は受注者が負担すること。

(1) 構成図

ハードウェア構成図、納入機器一覧、詳細設計書(パラメータシート)、ラックマウント図、ネットワーク接続図、その他、当所担当者の指示する資料を提出すること。なお、本資料は、契約締結後30日以内(休日を除く。)に提出し当所担当者の承諾を得ること。電磁的記録による納入は、Microsoft Word2019、同 Excel2019、同 PowerPoint2019で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成して納入すること。

(2) 作業報告書

動作確認、構築作業等の作業報告書を提出すること。

(3) ストレージシステム一式

7. 搬入・設置

- (1) 本調達機器等の搬入・設置は、受注者の責任と負担において行うものとする（設置については別紙も参照）。また、工事が発生する又は導入機器及び必要な資材の搬入を行う場合は、工事等を行う一週間前までに詳細な施行及び作業内容、範囲、作業名、スケジュール及び使用車両を当所担当者に報告し承諾を得ること。また当所担当者が行うべき作業がある場合には、作業内容を明示すること。当所担当者の指示する場所に搬入・設置を行い、梱包箱・残ケーブル等、当該機器の利用に不要なものは撤去すること。
- (2) 搬出入のルート等を当所担当者の指示に従い実施すること。また、必要な手続きについては遅滞なく行うこと。
- (3) ストレージシステムの構築に関して当所担当者が指定する事業者等と相互に必要な情報伝達、資料提供等を行い円滑な推進を図ること。

8. その他事項

- (1) 本調達における成果物に関しては受注者がその全責任を負うこと。当所担当者の判断より成果物の変更・修正が必要と認めた場合には、速やかに対応し納品物の再提出を行うこと。
- (2) 本仕様書に記載のある事項及び記載の無い事項について疑義が生じた場合には、当所責任者と協議の上、その決定に従うものとする。

以上

〈機器の仕様等〉

【ストレージシステム内訳】

1. 調達基本要件

- (1) 本調達機器等は中古品でないものとする。
- (2) ハードウェア及びソフトウェアは、製品の動作が保証又は確認されたものであること。
- (3) 提案する本システムの構成について、構成品一覧を提示すること。(メーカー型番が分かる品目表を提出すること)
- (4) 調達するハードウェアについては、市場で調達可能であり、調達時点において最新かつ豊富な稼働実績を有し、さらに受注者が動作保証できるものを提供すること。
- (5) 納入時において、最新のセキュリティパッチ及びファームウェアが適用されていること。
- (6) ネットワークのプロトコルは TCP/IP を基本とする。
- (7) 本調達機器等に搭載するソフトウェアのバージョン確定に当たっては、当所担当者と協議すること。
- (8) 本調達機器等及びその構成・配置については、運用環境を考慮して可能な限り最新の技術を採用すること。

2. 調達機器要件 (ストレージシステム)

- (1) ストレージシステムは冗長電源を有すること。
- (2) 20TB 以上のデータ容量を持つヘリウムガス封入型 HDD により構成され、HDD による NAS 装置の総物理容量が 2480TB 以上であること。
- (3) 各筐体の形状は、19 インチ EIA 規格準拠ラックマウント形状で構成され、全体で 3 筐体以内とし、全ての構成機材は 12U 以内に収まること。
- (4) 3300VA までの供給電源で稼働するものとする。
- (5) NAS 装置を構成する HDD は全て、7200rpm 以上の回転速度を持ち、MTBF (製造メーカー公称値) が 250 万時間以上であること。
- (6) ハードディスクの活線挿抜が可能であること。
- (7) ハードウェア RAID 機能を備えること。RAID レベル 6 の RAID グループを複数個構成する事ができ、全体で 8 本以上のスペアディスクを備えていること。RAID グループの詳細は契約後に協議する。
- (8) RAID コントローラは、障害が発生したディスクを RAID から切り離し、スペアディスクを用いて元の RAID 構成を再構築するオートリビルド機能を有していること。Bad Block 修復機能を有すること。またディスク搭載ベイはモジュール式であり、前面または背面から着脱可能なホットスワップ対応であること。
- (9) RAID コントローラは、不良セクタを発見した際、修復タスクをバックグラウンドで起動しながら、上記修復処理を行う機能を有していること。また物理的な損傷や劣化によって上書修復が失敗したとしても、セクタリロケートによって更なる修復処理を行い大切なデータを守ることが出来ること。

- (10) ハードディスク内の不良セクタと遭遇しないよう、定期的にディスクの表面検査を実施するサーフェイスベリファイ機能を有していること。
- (11) Intel 社製 Xeon Silver4310T (10core/2.3GHz)以上の機能・性能(コア数、クロック)を有する 2 個以上の CPU と 256GB 以上のメモリを備えること。またメモリ基盤の実装は、全メモリチャネル同一構成とし、製品の持つ最高の性能が発揮できる構成にすること。
- (12) 外部ポートは、LAN(10GbE×2+BMC 管理用×1)、USB3.2×4、VGA×1 以上を有すること。
- (13) オペレーティングシステム (OS)は、以下の要件を備えた SSD に収納されていること。
- ・ OS 部 RAID コントローラはデータ部 RAID コントローラとは独立したハードウェア RAID コントローラで構成されていること。
 - ・ OS 部 RAID コントローラは汎用インターフェースで接続されていること。
 - ・ OS 部 RAID コントローラは専用デバイスドライバを必要とせず、OS 標準のデバイスドライバで動作すること。
 - ・ OS 収納には m.2 形状ソリッドステートドライブ (SSD)を使用すること。
 - ・ SSD はハードウェアコントローラによりミラー化 (RAID1)されていること。
 - ・ 実装される SSD の状態は LED 等により実機で知ることができること。
 - ・ 実装される SSD 収納部は物理的なロック機構を持ち、誤って接触した等の事故により取出し状態にならない構造になっていること。
 - ・ ハードウェア RAID コントローラは、一過性のエラー等により一旦切り離れた SSD をリセット操作等により、リモート環境からオンラインのままリビルドして復旧できる機能を有する事。
 - ・ 故障した SSD は当該装置の運用を停止することなく、稼働状態において交換できること。SSD の活線挿抜が可能であること。
 - ・ OS 領域の SSD を取り外した際、ユーザ情報等の機密情報を他の機器で読み取ることができないように、データを暗号化して記録していること。また、暗号化は動作速度を低下させないよう、ハードウェア RAID コントローラ側によって実現していること。
 - ・ OS 用 SSD は総書き込み容量 256GB および MTTF150 万時間以上の部材であること。MTTF は SSD 製造者の公称値でよい。
- (14) Linux ベースの NAS 専用の OS がインストールされていること。OS は以下の要件を備えていること。
- ・ NAS OS はフリーOS を使用せず、OS メーカーによる必要なサポートおよびアップデートが受けられるものであること。
 - ・ OS がインストールされているパーティションを除くデータ領域はユーザから単一のパーティションとして構成されていること。
 - ・ NAS (NFS・CIFS・FTP・HTTP) 接続及び iSCSI・FC ターゲットとしての接続が可能であること。
 - ・ ボリューム管理・ファイルシステム管理機能を有すること。
 - ・ 任意の数のディスクを組み合わせることで1つのストレージプール (仮想ディスク領域) として管理する機能を有すること。
 - ・ 本構成におけるストレージプールから任意の容量で複数の論理ディスク領域を作成する機能を有すること。
 - ・ 作成済みストレージプールを拡張する機能を有すること。
 - ・ ファイル共有サービスを中断することなく、ストレージプール内の空き領域を用いた論理ディスクを拡張する機能を有すること。

- ・各ボリューム内に作成された全てのファイルディレクトリはUNIXパーミッションのアクセス権情報を保有する機能を有すること。
 - ・クォータ機能を有し、ユーザ単位でディスク資源の使用量を制限できること。
 - ・ネットワークストレージとしての設定、状態確認をネットワーク経由で行えること。操作は統合化された汎用Webブラウザを用いたGUIで行えるものとする。
 - ・実装された各ハードディスクの状態(障害発生等)が、LEDランプ点灯等により視覚的に確認できること。
- (15) 本件に利用するハードディスクは、信頼性を高めるため、以下の条件を満たす検査報告書を納入予定の全てのハードディスクドライブに対して提出すること。また、全ての検査において合格判定となっていること。
- ・検査実施日時が記載されていること。
 - ・検査の所要時間が記載されていること。
 - ・検査対象 HDD の型番、シリアル番号、ファームウェアバージョンが記載されていること。
 - ・検査後のHDDのSMART情報を一覧にした表が記載されていること。
 - ・発生したエラーの情報が記載されていること。
 - ・HDDの全周に対してRead/Writeを行った際の全周に対する転送レートを表すグラフが記載されていること。
 - ・故障発生時に出荷時の試験と比較するトレーサビリティを確保すること。また、同じ試験を実施した他のハードディスクドライブのデータと比較検証ができること。
- (16) NFSマウントによりRAIDグループへアクセスが可能であること

3. セットアップ作業、その他

- (1) 本ストレージ装置は既設ラックの12Uのスペースに收容すること。供給電源については当所担当者が指定するプラグを使用すること。
- (2) 本調達の機器構築に必要なケーブル類を準備すること。
- (3) 設定作業内容が記された作業報告書を提出すること。
- (4) 導入した機器については、第三者でも識別可能となる手段を講じること。
- (5) 接続したケーブルは機能単位に色分けやタグの取付けを行い、第三者でも識別や接続先の確認が可能になるような手段を講じること。
- (6) ケーブルの配線は、運用・保守作業を考慮し適切に整理すること。
- (7) 管理ポートを含めた操作説明書(PDF)を納入すること。説明書にはストレージシステム装置の使用法や運用法について明記すること。

4. 保守要件

- (1) 保守基本要件
 - (1-1) 受注者は、以下の保守対応を有する機器を調達すること。なお、保守対応とは、問合せ受付窓口対応、ハードウェア保守対応の総称を示すものとする。
 - (1-2) 受注者は、保守対応における責任体制を明確にするため、問合せ先を明記した保守体制図を提出すること。なお、問合せ先を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し当所担当者の承諾を得ること。
 - (1-3) 障害発生時には、システム構築に関して当所担当者が指定する事業者等、また障害に関連する保守業者等と適切かつ綿密な調整・連携を行い、受注者の責任と費用負担で保守作業を行うこと。
 - (1-4) 保守は通常時間翌営業日対応で修理対応を行うこと。

- (1-5) 保守対応は日本語で実施すること。
- (2) 問合せ受付窓口対応
 - (2-1) 受注者は、当所からの本調達機器等に関する問合せや、各種保守対応依頼を受け付ける問合せ受付窓口があること。問合せ内容は、製品の不具合に対する内容とする。
 - (2-2) 問合せの受付時間は、休日・祝日・年末年始休業日（12/29-1/3）を除く月曜日から金曜日までの9:00から17:30とする。
- (3) ハードウェア保守対応
 - (3-1) 調達機器要件（ストレージシステム一式）本体については5年の保守を付帯させること。
 - (3-2) 各ハードウェア障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、受注者の費用負担により常時正常な稼動を保証すること。
 - (3-3) 本調達機器の保守に関して、メーカー等が提供するハードウェア保守サービスに準ずる安定したサポート及び保守サービス品質の維持を図ること。なお、各ハードウェアの保守サービスレベルについては、休日・祝日・年末年始休業日（12/29-1/3）を除く月曜日から金曜日までの9:00から17:30のオンサイト保守対応とすること。
 - (3-4) 調達機器に障害が発生した場合、(3-2)の保守サービスレベルの範囲で、ハードウェア障害と判断された時点から、原則翌営業日オンサイトにて着手し、障害装置の修復、故障部品の修理に当たるものとする。なお、保守契約期間中は、必要な交換部品を必ず提供することが可能なこと。
 - (3-5) 修理対応後、障害個所の修理又は交換後、機器が適正に機能するか動作確認すること。
 - (3-6) 保守期間中、ハードウェアに対する修正ファームウェアの適用要否に関する情報を提供すること。情報のありかの開示だけで問題なしとする。

以上

物品購入契約書

- 品名 ストレージシステム一式 購入
- 納入場所 大阪府摂津市茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 納入期限 令和7年3月7日
- 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 契約保証金 全額免除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 を甲とし、〈落札者〉 を乙として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約及び仕様書の定める条件に従い、乙は甲の発注した物品を甲の指定する期限内に、頭書に定めた金額をもって納入しなければならない。

(信義誠実の原則)

第2条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約金額)

第3条 契約金額は、運賃及びその他の諸経費を含むものとする。

(検査の立会及び引渡し)

第4条 乙が契約物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いの上検査を完了しなければならない。

3 当該物品の納入及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて乙の負担とする。

4 甲は、第2項の検査を合格した時点をもって、乙から当該物品の引渡しを受けるものとする。また、当該物品の引渡しとともにその所有権を乙から甲に移転するものとする。

(不合格品の引取り)

第5条 検査の結果、不合格品となったものは、甲の指定した期限内に乙は速やかにこれを引き取るものとする。もし、引き取らない場合は、甲は当該物品を適切に処分することができ、保管の責を負わないものとする。この場合、これらに要する費用は乙の負担とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第6条 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品の納入を完了することができない

場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額からすでに検査を合格し引渡しを完了した物品に相応する契約代金を控除した額に対して、遅滞日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額を損害金として徴収するものとする。

(納期の変更請求)

- 第7条 天災地変、その他正当な事由によって納期限内に契約物品を納入し難いときは、乙はその事由を詳記して、納入の延期を請求することができる。この場合、甲はその請求を正当と認めるときは、前条の損害金を免除することができる。

(危険負担)

- 第8条 甲乙双方の責に帰することができない事由により、乙が契約物品の全部又は一部の引渡しができない場合には、乙は当該部分について、契約物品の引渡しの義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払義務を免れるものとする。

(契約代金の請求及び支払)

- 第9条 乙は、第4条第2項の検査に合格し、引渡しを完了したときは、書面により契約代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、適法な支払請求書を受領した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第256号）第8条の規定により計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

- 第11条 甲は次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
 - 二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。
 - 三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

- 第12条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

- 第13条 甲が、第11条第1号及び第2号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の100分の10に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

- 第14条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。
- 3 第1項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人で

ある場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為。

二 法的な責任を超えた不当な要求行為。

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為。

五 その他前各号に準ずる行為。

（表明確約）

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第22条 甲は、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ

等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約不適合責任）

第 24 条 甲は引き渡された物品について、検査終了後に、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）は発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 562 条第 1 項但書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が目的物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

（協議）

第 25 条 甲乙間に問題又は、疑義が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（裁判管轄）

第 26 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約締結を証するため、本証書 2 通を作成し、双方記名捺印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

乙

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : ストレージシステム一式 購入

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年12月20日（金）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：ストレージシステム一式 購入

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年12月20日（金）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書 (2 種類)
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 提出部数 各 1 部
- 6 提出期限 令和 7 年 1 月 6 日 (月) 17 時 00 分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「ストレージシステム一式 購入」の入札において、弊社が落札いたしました場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約いたします。

住 所

商号又は名称

及び代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓約書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者職氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 ストレージシステム一式 購入

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ￥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
(3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市	〇〇〇〇〇〇〇〇	
氏 名	株式会社	□□□□	大阪支店
	代表取締役	△△	△△
代 理 人		〇〇	〇〇 印
「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都	〇〇〇〇〇〇〇〇	
氏 名	株式会社	□□□□	
	代表取締役	△△	△△
復代理人		〇〇	〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

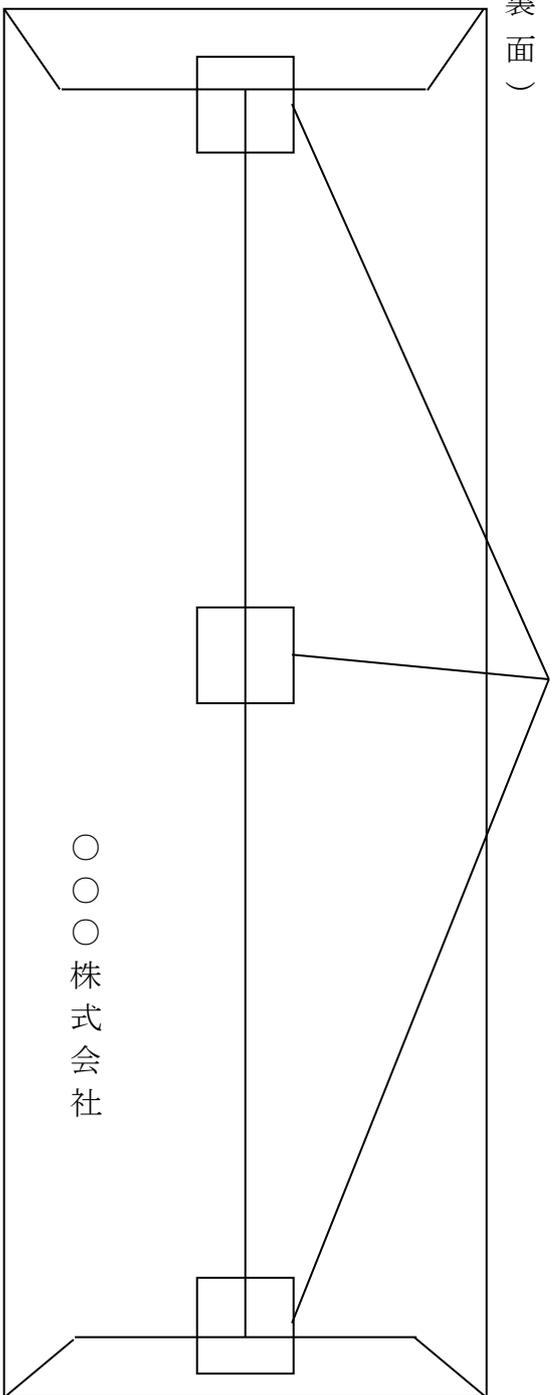
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



入札辞退届

件名：ストレージシステム一式 購入

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

委任状

私は、 を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和7年1月8日開札 件名「ストレージシステム一式 購入」の競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。(契約の変更、解除に関するを含む)
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：ストレージシステム一式 購入

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係
提出先メールアドレス eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和6年12月20日（金）17時00分まで
競争参加資格確認関係書類 : 令和7年1月6日（月）17時00分まで
入札書 : 令和7年1月7日（火）17時00分まで
開札日の日時 : 令和7年1月8日（水）10時30分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	ストレージシステム一式 購入
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 (_____)
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。